

京 都 大 学 大 学 院 経 営 管 理 教 育 部 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第4条 入学者の決定は、教授会で行う。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第4条 (同 左)</p> <p style="text-align: center;"><u>第2の2 長期履修</u></p> <p>第4条の2 通則第53条の15において準用する通則第36条第7項の規定により標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを志望する者には、教授会の議を経て、許可することがある。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成26年4月1日から施行する。</p>